

(仮称) 第一高周波工業(株)水江事業所建設計画に係る条例環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
第一高周波工業株式会社
代表取締役社長 長濱 正孝
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目6番2号
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称) 第一高周波工業(株)水江事業所建設計画
川崎市川崎区水江町1番地45号 他
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成21年6月3日(水)
- 4 問い合わせ先
第一高周波工業株式会社 川崎工場総務課
神奈川県川崎市川崎区殿町二丁目8番3号
044-288-4225

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

(仮称)第一高周波工業(株)水江事業所建設計画に係る条例環境影響評価審査書

**平成21年6月
川 崎 市**

はじめに

(仮称)第一高周波工業(株)水江事業所建設計画(以下「指定開発行為」という。)は、第一高周波工業株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区水江町1番地45号ほかの工場跡地、約1.9haの区域において、研究施設及び表面処理(金属機械加工、金属熱処理、溶射加工、組み付け加工)を行う施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成21年3月10日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：第一高周波工業株式会社
代表者：代表取締役社長 長濱 正孝
住 所：東京都中央区日本橋馬喰町一丁目6番2号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 第一高周波工業(株)水江事業所建設計画
種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区水江町1番地45号ほか
区域面積：約19,055 m²
用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

高精度ロール製品等の製造施設及び商品の研究開発等を行う技術開発施設の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積	構成比
建築物	事務所・研究棟	約 750 m ²	約 3.9%
	工場 A 棟	約 1,007 m ²	約 5.3%
	工場 B 棟	約 3,600 m ²	約 18.9%
	工場 C 棟	約 2,040 m ²	約 10.7%
	事務所・厚生棟	約 400 m ²	約 2.1%
	その他 ^{注)}	約 72 m ²	約 0.4%
	小 計	約 7,869 m ²	約 41.3%
車路・駐車場等		約 6,792 m ²	約 35.6%
緑 化 地		約 4,394 m ²	約 23.1%
合 計		約 19,055 m ²	100.0%

注) その他の建築物としては、電気室、危険物保管庫、トイレ、守衛室がある。

ウ 建築計画等

建築物名称		建築面積	延べ面積	構造	階数	最高高さ
建築物	事務所・研究棟	約 750 m ²	約 2,250 m ²	鉄骨造	3階建	約 12m
	工場A棟 ^{注)}	約 1,007 m ²	約 875 m ²	鉄骨造	1階建	約 9m
	工場B棟	約 3,600 m ²	約 3,600 m ²	鉄骨造	1階建	約 13m
	工場C棟	約 2,040 m ²	約 2,040 m ²	鉄骨造	1階建	約 13m
	事務所・厚生棟	約 400 m ²	約 824 m ²	鉄骨造	2階建	約 10m
	電気室	約 50 m ²	約 50 m ²	鉄骨造	1階建	約 6m
	危険物保管庫	約 9 m ²	約 9 m ²	コンクリート造	1階建	約 3m
	その他 (守衛室、トイレ)	約 13 m ²	約 13 m ²	鉄骨造等	1階建	約 2m～ 約 3m
	合計	約 7,869 m ²	約 9,661 m ²	—	—	—
敷地面積		約 19,055 m ²				
建ぺい率		$7,869 \div 19,055 \times 100 = \text{約 } 41.3\%$				
容積率		$9,661 \div 19,055 \times 100 = \text{約 } 50.7\%$				
緑被率		約 25.2%				

注) 建築物の面積は、工場A棟底部の面積 (132 m²) も含んでいる。

エ 工場設備計画 (製造施設、技術開発施設)

項目	製造施設	技術開発施設
製造・研究の内容	高精度ロール製品 (新素材等を高圧圧延するための設備) 等の製造に係る金属機械加工、金属熱処理 (焼入加工)、溶射加工、組み付け加工	商品の研究開発、製造及び販売 (ガンの温熱治療装置、光ファイバーアナライザー、過熱水蒸気発生装置等)
年間計画生産量	4,800 トン/年～5,400 トン/年	
年間稼働 (就業) 日数	約 245 日 (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)	
就業時間帯	2交代制 〔 8時30分～17時00分 〕 〔 22時30分～ 7時00分 〕	8時30分～17時00分
従業員数	約 60 人	約 50 人

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、高精度ロール製品等の製造施設及び商品の研究開発等を行う技術開発施設の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、地域交通等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.051ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.068mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足し、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.191ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2ppm）を、また、浮遊粒子状物質は0.074mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用に努めることや集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.054ppm、浮遊粒子状物質が0.070mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いと予測していること、工事用車両ルートの一つである川崎臨港警察署前交差点の近傍に設置されている自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素が環境基準を達成していないことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 水 質（公共用水域）

本計画における排水の化学的酸素要求量（COD）の濃度は、排水口から 1 m の距離において 5.42 mg/L で、環境基準（8 mg/L 以下）を満足すると予測している。さらに、排水処理設備の水質測定等、定期的な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の公共用水域の水質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 1,250 m³ と予測している。さらに、必要な土壌量を上回る良質な客土により植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等に十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や土壌封じ込めエリアの人工地盤の構造等について、市担当部署と協議すること。

（イ）緑の量

本計画における緑被率は約 25.2% で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、植栽本数も「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、可能な限り緑化地を確保するとともに、外周部に沿って連続性を持たせた緑化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

（ア）騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 67.0 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用や騒音の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとし

ている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において71.2～71.3デシベルで、いずれも環境基準（70デシベル以下）を超過するものの、これらの地点は現況において既に環境基準を超えており、工事用車両の走行に伴う増加分は0.1デシベル以下と予測している。これに対して、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

一方、供用時において、溶射ブース、空気圧縮機、集じん機等の施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は64.2デシベルで、環境保全目標（昼間：75デシベル以下、朝・夕：75デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、設備機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両のルート沿道における等価騒音レベルが既に環境基準を超えていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に計画地周辺の関係者へ周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は58.8デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用や振動の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において50.8～55.1デシベルで、いずれも環境保全目標（70デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、溶射ブース、空気圧縮機、集じん機等の施設の稼働に伴う振動レベルの最大値は44.6デシベルで、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、設備機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時における一般廃棄物の年間発生量は、紙類、厨介類等約 14.4 トン、新聞・雑誌等約 2.4 トン、段ボール約 0.6 トンと予測している。これらについては、分別して集積・保管した後、新聞・雑誌等及び段ボールについては有効利用を図ることから、再資源化率は約 17%と予測し、それ以外については、川崎市の許可を受けた業者に運搬を委託して、事業系一般廃棄物として適正に処理されるとしている。さらに、従業員に対して、リサイクル等の周知徹底・教育・指導を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、建設汚泥約 1,555 トン、混合廃棄物約 193 トン、がれき類、コンクリート塊約 85 トン等で、このうち約 96%を再資源化すると予測している。これらについては、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、産業廃棄物の分別排出を徹底し、可能な限り再資源化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時における年間発生量は、金属くず約 136 トン、木くず約 26 トン、汚泥約 16 トン等で、このうち約 90%を再資源化すると予測している。これらについては、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、廃棄物の発生抑制・再利用について従業員に対する啓発活動を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

これらの評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 14,950 m³と予測し、このうち約

10,200 m³については、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づいて場内で埋戻し土、盛土として再利用に努め、それ以外のものについては、処分先を指定して、適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬に当たっては、荷くずれや飛散等が生じないように荷台カバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交通混雑度は0.269～0.388で、いずれも円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回ると予測し、また、交差点需要率は0.301～0.960で、一部の交差点において、交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を上回ると予測しているが、この交差点は現況において既に交差点需要率0.9を上回っているとしている。これに対して、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、マウンドアップや植樹帯及びガードレールにより十分な歩車分離がなされているものの、信号機のない横断歩道があることから、歩行者の安全への配慮が必要になると予測している。これに対して、工事用車両の交通経路を指定し、運転者に対する交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートの一つである皐橋水江町線では、朝、昼間及び夕方にかけて断続的に渋滞がみられること、歩行者の安全への配慮が必要であると予測している箇所があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底すること。また、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に計画地周辺の関係者に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

キ 安全

本計画では、化学物質及び危険物を取扱うことから、関係法令等に基づき取扱い、保管・管理について万全な安全対策を講ずるとともに、適切な

防災体制を確立するとしている。また、同様の安全対策を講じている既存工場において、これまで事故等の安全に関する問題は生じていないことから、事故防止及び安全管理が図られるとしている。さらに、事業所内に安全環境衛生委員会を設置し、安全管理を含む運用基準を定め、それに基づく日常的な管理を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、化学物質の有する環境リスクを低減するため、有害性の低い物質への転換、取扱量や排出量の削減等に取り組むこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	3月10日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	3月17日	条例準備書公告、縦覧開始
	4月30日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	6月 3日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付